

年休裁判は今こうなっている 17

第 13 回進行協議

臨時列車要員数を明らかにせず「世界に類のない新幹線の特殊性」だけをくりかえす会社に裁判長がきつい指導！

8 月 27 日に第 13 回進行協議が行われました。

裁判長は、会社準備書面（12）で「会社の要員配置等が、世界の類のない都市間輸送機関である東海道新幹線の特殊性に照らし合わせて、極めて必然的な仕組みとなっている点について、改めて主張を・・・していく予定である。」と、毎度同じ事を繰り返す会社に対して、このような主張はいらないと、はっきり指摘がされ、同じことを繰り返す会社に対して、会社の主張はあと 2 回はっきり言い渡しました。

また、廣瀬副委員長の年休が取得出来たにもかかわらず、会社のミスで発給しなかったことについて争うかを会社に問いました。

我々からは、会社準備書面の別表 1「勤務指定発表から勤務日 5 日前までの間においてしなければならなくなった臨時列車等の本数の内訳」について、この表の中の数字は本数なので、要員数が不明である。具体的に日ごとの行路数及び要員数を明らかにすること、また、新幹線運行の特殊性から、このような勤務制度、年休制度を取らざるを得ないと言うことがあるのなら明らかにするよう主張しました。